

文京区自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月十八日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十七号

文京区自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

文京区自転車駐車場条例施行規則（平成七年七月文京区規則第四十号）の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。

文京区自転車駐車場条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場の利用登録を申請します。

記

利 用 年 度			
利 用 者	フリガナ		生年月日 年 月 日 ※ 満6歳以上が対象です。
	氏 名		
	メールアドレス		携帯電話番号
	住所（自宅）	〒 _____ _____	
	防犯登録番号	利用する自転車の防犯登録番号 _____	
	障害者手帳等の有無	☐ あり ☐ なし ※ 該当の種類に○をしてください。写しの添付が必要です。 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	
	利用形態	☐ 自宅⇄自転車駐車場での利用 ☐ 自転車駐車場⇄目的地（勤務先・学校等）での利用 勤務先・学校等の名 称 _____ 勤務先・学校等の所在地 〒 _____ _____	
	区内保育所等への送迎（経由地）の有無	☐ あり ☐ なし 区内保育所等の名 称 _____ 区内保育所等の所在地 〒 _____ _____	
	自転車駐車場名	申込みをする自転車駐車場（ご利用いただける自転車駐車場は1人1か所です。） ※ 1世帯1台までご利用いただけるシビックセンター幼児2人同乗用自転車駐車場は、保育所等への通園又は在園証明書の提出ができる区内在住の方が対象です。 _____自転車駐車場	
申 請 者	☐ 利用者と同一		
	☐ 利用者と異なる（利用者が申請日時時点で未成年の場合は、原則、保護者の方が申請者となります。）		
	住 所 〒 _____ _____		
	氏 名 _____	生年月日 _____	
	携帯電話番号 _____	メールアドレス _____	

添付資料 利用者及び申請者の身分証明書（いずれか1点）の写し

運転免許証（運転経歴証明書を含む。）・個人番号カード（個人番号秘匿）（署名用電子証明書を含む。）・在留カード（特定在留カードを含む。）・特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む。）・健康保険の資格確認書・後期高齢者医療の資格確認書

※ 利用開始時において、文京区内へ転入することが確定し、又は区内転居による転居先が確定している場合その他特別な事情がある場合は、賃貸借契約書、不動産売買契約書又は区長が特別に認める書類の写しを添付し、利用者の住所欄には利用開始時の区内住所をご記入ください。

文京区長 殿

文京区自転車駐車場条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場の利用登録を申請します。

また、当該申請が承認された場合において、文京区自転車駐車場条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場使用料の減額・免除を申請します。

記

利用年度				
利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			※ 満 6 歳以上が対象です。
	メールアドレス		携帯電話番号	
	住所	〒 _____ _____		
	防犯登録番号	利用する自転車の防犯登録番号 _____		
	自転車駐車場名	申込みをする自転車駐車場（ご利用いただける自転車駐車場は 1 人 1 か所です。） ※ 1 世帯 1 台までご利用いただけるシビックセンター幼児 2 人同乗用自転車駐車場は、保育所等への保育所等への通園（在園）証明書又は内定通知書の提出ができる区内在住の方が対象です。 _____自転車駐車場		
	使用開始月	月		
使用料の 減額 又は免除	1 生活保護法による保護を受けているため（添付書類―保護証明書※ ¹ ） 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている※ ² ため （添付書類―身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し） 3 文京区内在住かつ学生であるため（添付書類―学生証の写し※ ³ ）			
申 請 者	□利用者と同じ			
	□利用者と異なる（利用者が申請日時時点で未成年の場合は、原則、保護者の方が申請者となります。）			
	住 所 〒 _____ _____			
	氏 名 _____ 生年月日 _____			
	携帯電話番号 _____ メールアドレス _____			

※ 1 発行から 3 月以内のものとし、区長が特別に認めた場合は、写しによる提出を可とする。

※ 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）を保育所等に送迎する利用者が使用料の減免を希望する場合は、当該交付を受けている者に係る添付資料いずれかの写し及び在園（通園）証明書又は内定通知書の写しを提出すること。

※ 3 利用年度の 4 月 10 日までの申請にあつては、合格通知又は内定通知をもって学生証に代えることができる。

添付資料 利用者及び申請者の身分証明書（いずれか 1 点）の写し

運転免許証（運転経歴証明書を含む。）・個人番号カード（個人番号秘匿）（署名用電子証明書を含む。）・在留カード（特定在留カードを含む。）・特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む。）・健康保険の資格確認書・後期高齢者医療の資格確認書

※ 利用開始時において、文京区内へ転入することが確定し、又は区内転居による転居先が確定している場合その他特別な事情がある場合は、賃貸借契約書、不動産売買契約書又は区長が特別に認める書類の写しを添付し、利用者の住所欄には利用開始時の区内住所をご記入ください。

年 月 日

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場利用登録承認通知書

定期利用制自転車駐車場の利用登録の申請につき、文京区自転車駐車場条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

利 用 年 度	
自転車駐車場名	
申 請 者 名	
利 用 者 名	
承 認 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 料	
納 付 期 限	年 月 日

納付期限までに使用料を納付されない場合は、利用登録の承認を取り消します。

年 月 日

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場利用登録不承認通知書

定期利用制自転車駐車場の利用登録の申請を受けましたが、文京区自転車駐車場条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり不承認と決定しましたので、通知します。

記

利 用 年 度	
自転車駐車場名	
申 請 者 名	
利 用 者 名	
不 承 認 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第六号から別記様式第八号までを次のように改める。

文京区長 殿

文京区自転車駐車場条例施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場利用登録の変更を申請します。また、同規則第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場使用料の減額・免除の申請をします。

記

利用年度		
利用者名		
自 転 車 駐 車 場	変更年月日	年 月 日 ※原則、申請する日を含む 3 日以内
	変更前	自転車駐車場
	変更後	申込みをする自転車駐車場（ご利用いただける自転車駐車場は 1 人 1 箇所です。） ※ 1 世帯 1 台までご利用いただけるシビックセンター幼児 2 人同乗用自転車駐車場は、保育所等への通園（在園）証明書又は内定通知書の提出ができる区内在住の方が対象です。 自転車駐車場
減 免 区 分	変更前	1 一般 2 生活保護法による保護を受けているため 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているため 4 文京区内在住かつ学生であるため
	変更後	※ 変更する場合のみ選択してください。 1 一般 2 生活保護法による保護を受けているため（添付書類―保護証明書※ ¹ ） 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている※ ² ため（添付書類―身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し） 4 文京区内在住かつ学生であるため（添付書類―学生証の写し※ ³ ）
申 請 者	☐利用者と同一 ☐利用者と異なる（利用者が申請日時点で未成年の場合は、原則、保護者の方が申請者となります。） 住 所 〒 — 氏 名 生年月日 携帯電話番号 メールアドレス	

※ 1 発行から 3 月以内のものとし、区長が特別に認めた場合は、写しによる提出を可とする。

※ 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）を保育所等に送迎する利用者が使用料の減免を希望する場合は、当該交付を受けている者に係る添付資料いずれかの写し及び在園（通園）証明書又は内定通知書の写しを提出すること。

※ 3 利用年度の 4 月 10 日までの申請にあっては、合格通知又は内定通知をもって学生証に代えることができる。

この区分変更（減額・免除の申請）により定期利用制自転車駐車場の使用料の還付が発生するときは、文京区自転車駐車場条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、当該使用料の還付を申請します（既に使用料を納付している方が対象です。）。

年 月 日

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場利用登録変更承認通知書

申請があった定期利用制自転車駐車場の変更について、文京区自転車駐車場条例施行規則第 6 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

利 用 年 度	
自 転 車 駐 車 場 名	(変更前) (変更後)
申 請 者 名	
利 用 者 名	
変 更 年 月 日	

年 月 日

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場利用登録変更決定通知書

利用登録を承認した定期利用制自転車駐車場について、休止に伴い、文京区自転車駐車場条例施行規則第 6 条の 2 第 5 項の規定により、自転車駐車場の変更を決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

利 用 年 度	
自転車駐車場名	(変更前) (変更後)
申 請 者 名	
利 用 者 名	
変 更 年 月 日	

※ 変更後の自転車駐車場は、休止する自転車駐車場の最寄駅周辺の自転車駐車場に空きがある場合に限り、選考順位に従い、駅から変更後の自転車駐車場までの直線距離又は休止する自転車駐車場から変更後の自転車駐車場までの直線距離が短い順に決定しています。

別記様式第十号から別記様式第十三号までを次のように改める。

年 月 日

定期利用制自転車駐車場利用登録取消等承認書

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場の利用登録の取消し及び使用料の還付について、文京区自転車駐車場条例施行規則第7条第2項及び第9条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利 用 年 度	
自 転 車 駐 車 場 名	
申 請 者 名	
利 用 者 名	
利 用 取 消 日	年 月 日 ※この日が最終利用日となります。
還 付 決 定 額	

年 月 日

定期利用制自転車駐車場利用登録取消決定通知書

様

文京区長



定期利用制自転車駐車場の利用登録について、文京区自転車駐車場条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

利 用 年 度	
自 転 車 駐 車 場 名	
申 請 者 名	
利 用 者 名	
利 用 取 消 日	年 月 日 ※この日が最終利用日となります。
理 由	

本通知に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

年 月 日

定期利用制自転車駐車場減免申請書（兼使用料還付申請書）

文京区長 殿

住 所

氏 名

携帯電話

文京区自転車駐車場条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり定期利用制自転車駐車場使用料の減額・免除の申請をします。

記

利 用 年 度	
利 用 者	
自転車駐車場名	
適 用 開 始 月	
使 用 料 の 減 額	
1 生活保護法による保護を受けているため（添付書類―保護証明書※ ¹ ） 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている※ ² ため（添付書類―身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し） 3 文京区内在住かつ学生であるため（添付書類―学生証※ ³ の写し） 4 その他（ ）	

この減額・免除により定期利用制自転車駐車場の使用料の還付が発生するときは、文京区自転車駐車場条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、当該使用料の還付を申請します（既に使用料を納付している方が対象です。）。

その他の場合は、その事実及び状況を証明する資料を添付してください。

該当する区分が複数ある場合は、減額・免除の割合が高い区分のみが適用となります。

承認された場合は、申請した月から適用されます。

※ 1 発行から 3 月以内のものとし、区長が特別に認めた場合は、写しによる提出を可とする。

※ 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）を保育所等に送迎する利用者が使用料の減免を希望する場合は、当該交付を受けている者に係る添付資料いずれかの写し及び在園（通園）証明書又は内定通知書の写しを提出すること。

※ 3 利用年度の 4 月 10 日までの申請にあつては、合格通知又は内定通知をもって学生証に代えることができる。

年 月 日

定期利用制自転車駐車場減免等承認書

様

文京区長 印

定期利用制自転車駐車場使用料の減額・免除の申請について、文京区自転車駐車場条例施行規則第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利 用 年 度	
自 転 車 駐 車 場 名	
申 請 者 名	
利 用 者 名	
適 用 開 始 月	月
減 免 区 分	

また、使用料の支払又は還付については、次のとおりです。

- 1 定期利用制自転車駐車場の利用登録に併せて使用料の減額・免除を申請した場合
- 定期利用制自転車駐車場利用登録承認通知書により通知した使用料及び納付期限にかかわらず、次の金額を納付期限までにお支払いください。納付期限までに使用料を納付されない場合は、利用登録の承認を取り消します。

使 用 料	
納 付 期 限	年 月 日

- 2 既に使用料を納付している場合
- 文京区自転車駐車場条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、支払済みの使用料に応じ、次のとおり使用料を還付します。

使 用 料	支払済額	
	還付決定額	

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区自転車駐車場条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。